

介護保険料減免のお知らせ

収入が少なく介護保険料の納付でお困りの方は、下記の要件に該当すれば、減免申請により介護保険料が減額になります。(減免の対象となる保険料は、納期限の 7 日前を到来していない保険料が対象になります。)

減免の要件

次の①から⑥までの要件をすべて満たす方が対象になります。

①世帯の構成員全員が住民税非課税である。

②世帯構成員全員の前年の収入が生活保護基準の 130% 以下である。

(例) 令和 7 年度 4 月～ 下表は例です。世帯構成員の人数やその年齢に応じて生活保護基準の額は変動します。

年齢(本人)	世帯 (本人 or 本人+世帯員)	基準収入額	
		生活保護基準(1 類+2 類) 130% 以下の収入の目安	生活保護基準(1 類+2 類) 100% 以下の収入の目安
65 歳～74 歳	1 人世帯(65 歳)	1, 111, 279 円	854, 830 円
	2 人世帯(65 歳・74 歳)	1, 774, 409 円	1, 364, 930 円
75 歳以上	1 人世帯(75 歳)	1, 038, 427 円	798, 790 円
	2 人世帯(75 歳・80 歳)	1, 666, 145 円	1, 281, 650 円

* 収入には、年金給付(遺族年金、障がい年金、恩給等を含む)、就労収入、事業等収入、仕送り等を含みます。また、世帯は別でも生計を共にしている親族の収入も含みます。

③世帯の構成員以外の扶養者等が住民税非課税である。

- ・医療保険上の扶養者が住民税非課税であること。
- ・所得税法上の扶養者が住民税非課税であること。
- ・同一家屋や同一敷地内に居住し、かつ生計が同一である親族が住民税非課税であること。
- ・仕送りをしている親族が住民税非課税であること。
- ・介護保険施設等入所者の入所費用等を主に負担している者が住民税非課税であること。

* これらに該当する方の収入についても②の要件において勘案します。

④居住用以外に処分可能な土地や建物を所有していない。

⑤世帯全員の預貯金が(1 人 250 万円×世帯人数)以内である。

⑥納期が到来した保険料を完納している。

減免後の保険料 (令和 7 年 8 月 25 日までに申請の場合)

(1) 収入が生活保護基準の 130% 以下の場合・・・年額 21, 070 円

(2) 収入が生活保護基準の 100% 以下の場合・・・年額 10, 530 円